2026年11月19日

各　位

会 社 名　　北陸電気工業株式会社
代表者名　　代表取締役社長　下坂　立正
（コード：6989、東証スタンダード）
問合せ先　　取締役　経営改革本部長　西村　裕司
（TEL．076－467－1111）

会 社 名　　株式会社BCJ-116
代表者名　　代表取締役　杉本　勇次

（訂正）株式会社BCJ-116による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「北陸電気工業株式会社（証券コード：6989）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

株式会社BCJ-116は、北陸電気工業株式会社の普通株式に対する公開買付けに関する2026年11月11日付公開買付届出書及びその添付書類である同日付公開買付開始公告について、金融商品取引法第27条の８第２項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2026年11月19日付で関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、2026年11月10日付「北陸電気工業株式会社（証券コード：6989）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び2026年11月11日付公開買付開始公告の内容が別添のとおり訂正されますので、お知らせいたします。

以上

本資料は株式会社BCJ-116（公開買付者）が北陸電気工業株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第１項第４号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）
2026年11月19日付「「北陸電気工業株式会社（証券コード：6989）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」

2026年11月19日

各　位

会 社 名　　株式会社BCJ-116
代表者名　　代表取締役　杉本　勇次

「北陸電気工業株式会社（証券コード：6989）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

株式会社BCJ-116（以下「公開買付者」といいます。）は、2026年11月10日、株式会社東京証券取引所スタンダード市場に上場している北陸電気工業株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、本公開買付けを2026年11月11日より開始しております。

今般、公開買付者が、2026年11月17日付で、対象者の株主である株式会社北陸銀行との間で、その所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募しかつこれを撤回しない旨を合意したこと、並びに、公開買付者が、公正取引委員会から2026年11月16日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を2026年11月17日に受領したことに伴い、本公開買付けに係る公開買付届出書の記載事項及びその添付書類である公開買付開始公告の一部に訂正すべき事由が生じましたので、これを訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関連する添付書類を追加するため、法第27条の８第２項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2026年11月19日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2026年11月10日付「北陸電気工業株式会社（証券コード：6989）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「2026年11月10日付公開買付開始プレスリリース」といいます。）及び2026年11月11日付公開買付開始公告の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、本訂正は、法第27条の３第２項第１号に定義される買付条件等の変更ではありません。変更箇所には下線を付しております。

記

I.　2026年11月10日付公開買付開始プレスリリースの訂正内容

２．本公開買付けの概要

（訂正前）

＜前略＞

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2026年11月10日付で、①株式会社フェローテック（以下「フェローテック」といいます。）との間でその所有する対象者株式（1,048,800株、所有割合（注）：13.36%、株主順位（対象者が2026年６月25日に提出した第92期有価証券報告書における2026年３月31日時点の株主順位をいいます。以下同じです。）：第１位）について本公開買付けに応募する旨の応募契約書を、②株式会社北國銀行（以下「北國銀行」といいます。）との間でその所有する対象者株式（158,365株、所有割合：2.02%、株主順位：第６位）について本公開買付けに応募する旨の応募契約書を、③前田建設工業株式会社（以下「前田建設工業」といいます。）との間でその所有する対象者株式（149,000株、所有割合：1.90%、株主順位：第７位）について本公開買付けに応募する旨の応募契約書を、④株式会社富山銀行（以下「富山銀行」といい、フェローテック、北國銀行及び前田建設工業と総称して、以下「本応募合意株主」といいます。）との間でその所有する対象者株式（139,800株、所有割合：1.78%、株主順位：第８位）について本公開買付けに応募する旨の応募契約書をそれぞれ締結し、本応募合意株主は、その所有する対象者株式合計1,495,965株（所有割合：19.06%）について、本公開買付けに応募する旨、合意しております。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2026 年 11 月 10 日付で、①株式会社フェローテック（以下「フェローテック」といいます。）との間でその所有する対象者株式（1,048,800 株、所有割合（注）：13.36%、株主順位（対象者が 2026 年６月 25 日に提出した第 92 期有価証券報告書における 2026 年３月 31 日時点の株主順位をいいます。以下同じです。）：第１位）について本公開買付けに応募する旨の応募契約書を、②株式会社北國銀行（以下「北國銀行」といいます。）との間でその所有する対象者株式（158,365 株、所有割合：2.02%、株主順位：第６位）について本公開買付けに応募する旨の応募契約書を、③前田建設工業株式会社（以下「前田建設工業」といいます。）との間でその所有する対象者株式（149,000 株、所有割合：1.90%、株主順位：第７位）について本公開買付けに応募する旨の応募契約書を、④株式会社富山銀行（以下「富山銀行」といい、フェローテック、北國銀行及び前田建設工業と総称して、以下「本応募合意株主」といいます。）との間でその所有する対象者株式（139,800 株、所有割合：1.78%、株主順位：第８位）について本公開買付けに応募する旨の応募契約書をそれぞれ締結し、本応募合意株主は、その所有する対象者株式合計 1,495,965 株（所有割合：19.06%）について、本公開買付けに応募する旨、合意しております。

加えて、公開買付者は、2026 年 11 月 17 日付で、北陸銀行（以下に定義されます。）との間で、その所有する対象者株式（301,407 株、所有割合（注）：3.84%、株主順位：第５位）について本公開買付けに応募する旨の応募契約書を締結いたしました。

＜後略＞

II. 2026年11月11日付「公開買付開始公告」の訂正内容

２．公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

（訂正前）

＜前略＞

また、令第 14 条第１項第３号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、(ⅰ)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らなかった場合、及び(ⅱ)対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第 10 条第２項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第 10 条第１項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第 14 条第１項第４号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。その後の改正を含みます。）第 27 条第１項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ又は国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第 14 条第１項第４号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

また、令第 14 条第１項第３号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、(ⅰ)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らなかった場合、及び(ⅱ)対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。その後の改正を含みます。）第 27 条第１項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ又は国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第 14 条第１項第４号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

＜後略＞

以 上